

# 業務速報

## －6月30日「社員の安否確認」についての幹事間折衝－ **安否確認は会社の責任で行うべきだ！** **個人の携帯電話も管理するのか？**

6月30日、幹事間で「社員安否確認方法の見直しについて」の説明がありました。そもそも、「社員の安否確認方法」なる取扱い自体がどのような内容かも不透明なものです。にもかかわらず、今回は、東日本大震災を理由に個人的な領域にまで踏み込んだ取扱いを行おうとしています。特徴的には、個人へ連絡責任を押し付けや個人の携帯電話情報の把握管理です。そして更に、訓練なるものまで行おうとしています。

このような事柄は、あくまでも会社が責任を持って行うべきものです。わたしたち J R 東海労は、この説明に対して、会社にあらかじめ解明の要求を行います。

### 社員安否確認方法の見直しについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災での対応に踏まえ、この度社員の安否確認方法を見直すこととしました。

まず今回の大震災時の課題としては、①通信規制により音声通話が困難であったこと②旅客・輸送対応等の本来業務を優先する中、職場での安否確認の連絡・集約が難しかったこと③自宅の固定電話のみが連絡先となっている社員で、休日が続く者に対する連絡が取りづらかったことの3点があります。そこで今回は次のように見直すこととします。

まず、社員は公共交通を担う当社の社会的意義を自覚し、災害発生時には自ら会社に安否報告をすることを基本とします。災害時の通信網の音声発信規制を想定し、安否確認手段は災害時にも通じやすい携帯メールを基本とします。各社員からの安否報告と集約業務を効率化するため、安否確認システムに全社員（携帯メールを連絡手段としないものを除く）のメールアドレスを登録します。

当社エリア内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、全社で安否確認を実施することとします。安否確認システムでは自動的に各社員に対して一斉メールで安否確認を指示し、社員はこのメールに記載された回答サイトにアクセスして安否状況を報告することになります。ただし、地震発生後2時間経過してもメールが到着しない場合には、基本に立ち返り社員は自ら携帯メール等で職場に安否を報告することとします。震度6未満の地震や地震以外の場合で安否確認が必要と判断した場合には、安否確認システム等を通じて確認・回答を指示します。

更に今後は仕組みの定着のために年2回程度の訓練を実施することとします。

## **あくまでも強制ではない！ アドレスを教えたくない人は個別に対応する！**

会社：8月下旬から9月上旬にかけて1回目の訓練を計画している。

組合：メールとは個人の携帯のことなのか。

会社：業務用の携帯を貸与してもらっている方は、それでやってもらえばいい。

組合：貸与されている人はそれを持って帰ることになるのか。

会社：そうではなく、個人の携帯の方もいるので、それは何が何でも携帯のアドレスを出せとは命令はできない。どうしても嫌という人がいれば、会社としてもこれは大事なことですと説明をして、それでも協力がもらえないのなら、別の手段を考える。

組合：別の手段とは？

会社：固定電話とか、色々…

組合：連絡の手段ということか。

会社：そうだ。別の連絡手段を考えることになる。

組合：強要はしないのか。

会社：お願いはする。

組合：以前に大阪で、強要に近いような状況で管理者が携帯電話の番号を教えろとやっていた。そのときはこれ以前の話だが、それは本社で指示したのか。

会社：そのようなことは承知していない。

組合：指示は出していないのか、現場が勝手にやっていたということなのか。

会社：どういうスタンスか、事実を把握していないので分からない。

組合：大阪の運輸所でもやられていた。

会社：説明したように、メールで確認するシステムを使いたい。

組合：協力を求めるということか。

会社：そうだ。強制的ではない。主旨は説明し、できるだけ理解してもらおうようにする。

組合：問題点とか色々あるので、改めて申し入れをする。

会社：分かった。

組合：電話が通じないということなのか。

会社：通じないこともあった。固定電話だけの登録の方は、家を離れたら連絡の取りようがない。携帯電話が通じるようになって、固定電話だけの方は安否確認が取れなかった。

組合：自ら会社に安否の報告をするということは強制なのか。

会社：強制というか、それが原則ということだ。こういう会社なんだから、普通、連絡しないか。

組合：しない。

会社：…、するのを基本と考える。

組合：連絡が取れない場合もある。

会社：どうしようもないのはどうしようもない。貴側は業務上の観点の側から考えるかもしれないが、人道上の観点からも社員や家族の方が被災していないかどうかを把握し、福利厚生上の必要な対応をしなければならない。

組合：家に電話をして、家族がいれば社員の安否は確認できる。

会社：家の電話で連絡がつかない方がいた。

組合：会社から連絡することはないのか。

会社：メールを入れます。

組合：メールなどいない人はどうするのか。

会社：個別に連絡の取り方を作る。

組合：原則は本人から、しかしなければ会社からするのか。

会社：そこは個別に対応する。必ずするかどうかは分からないが。

組合：改めて申し入れを検討する。

会社：分かった。

以 上